

## 千葉県DV防止対策・困難な問題を抱える女性支援に係る 検討会議 設置要綱

### (設置)

第1条 配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）の防止及び被害者の保護並びに困難な問題を抱える女性への支援に関し、施策の企画及びその推進についての意見を聴取するため、千葉県DV防止対策・困難な問題を抱える女性支援に係る検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

なお、検討会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

### (所掌事項)

第2条 検討会議は、次の事項について協議する。

- (1) 「千葉県DV防止・被害者支援計画」（以下「DV計画」という）の進捗状況の評価及び今後の推進並びにDV計画の内容の見直し等に関する事項
- (2) DV防止対策及び困難な問題を抱える女性への支援に関する情報の共有及び調整に関する事項
- (3) DV計画及び「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の統合に関する事項
- (4) その他DV防止対策及び困難な問題を抱える女性への支援について必要と認める事項

### (組織)

第3条 検討会議は、委員11名以内で組織する。

2 検討会議の委員は、次の各号に掲げる者のうち適切な人材を充てることとする。

- (1) 有識者
- (2) 被害者等支援関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 関係行政機関職員

3 検討会議に、会長、副会長を置く。

4 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

5 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 会議は、必要に応じ県が招集し、議長は会長が務めるものとする。

2 県が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、健康福祉部児童家庭課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月28日から実施する。

この要綱は、令和4年3月28日から実施する。

この要綱は、令和6年4月26日から実施する。

この要綱は、令和8年5月7日から実施する。